

ヤスクニ・レポ 198

改めて日本国憲法そのものの徹底学習を

代表 西川重則

1

戦後七十年を過ぎ、戦後七一年の二〇一六年の今年、戦後最重大な年となった。言うまでもなく、今年、安倍首相が繰り返し発言している通り、日本国憲法の改正(改悪)の年に直面するからである。

周知のことだが、自民党の「日本国憲法改正草案」は、二〇一二年四月二七日に、「決定」している。安倍首相は「憲法改正推進本部」の「最高顧問」のひとりであり、第百二条によれば、「全て国民は、この憲法を尊重しなければならない」と明言している。四年余前のことである。

多くの主権者が、「自民党の憲法草案」に賛成していることは、理由はともあれ、日本人の社会通念から考えればほとんど問題視しないまま今日まで来てしまったと言ってよい。マスコミの「声」を読んでも、憲法改正を肯定する文言が見られる。

明文改憲が当然視される戦後七一年を直視すると共に、国会傍聴一七年の私にとって、何が問題なのか、どうあるべきかについて以下述べてみたい。改めて、近現代国家にあって、法の支配を重視すべき憲法政治とはそもそもどうあるべきかを問うてみたい。

少なくとも本来の憲法の成立史、憲法の内容、主権者の責任課題、とくにアジアの視点に立った平和外交の普遍的価値を考える時、日本国憲法の存在理由そのもの、安倍首相始め国会議員、地方自治の果たすべき役割など、いずれの立場に立っても、改憲に対する関心の有無、その前提として、改憲の必要要件について、その理由の正当性を明文化する責任があることを知らねばならない。

憲法調査会が二〇〇〇年一月二〇日から発足したが、二〇〇四年の二月五日の時点で、現在防衛大臣の中谷元氏が次のような発言をしたことを報告しておきたい。一般に知られている社会通念的発想と言えようか。

「戦後大きな機能を果たしてきた九条が国際情勢の変化により現実と乖離したことから憲法の軽視と形骸化が生じていること」、「憲法改正により安全保障上の環境整備をすべきこと、安保理常任理事国入りをする事」など(基調発言のひとり)。

憲法調査会についてくわしく報告するつもりはないが、事柄の重大性を考え、戦後七一年の今の先取りを意味している発言が多かったことは避けられなかった。現在の地方自治大臣の石破茂氏(プロテスタントのキリスト者)が「徴兵制が憲法違反であるということには、……どうしても賛成しかねる」(未定稿)とか、田中明彦参考人が九条二項の「交戦権」の削除を明言したり、本来の憲法調査会の目的、すなわち福島みずほさん(社民)の発言・警告「まず一番確認したいことは、この調査会が憲法調査会であって、憲法改正調査会ではないということです」という自明の重要な発言が、二〇〇〇年二月一六日になされたことは、今なお極めて重要な福島さんならではの警告を忘れてはならないと思っている。

2

私たちは、主権者・有権者である。したがって、私がかねがね発言し、強調している通り、日本国憲法の「前文」に明記されていることをこの時点で改めて確認して欲しい。「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意

し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」。したがって、日本国憲法の「前文」の確定を、歴史的「宣言」として受け取り、安倍内閣の憲法観を批判し、私たちが主張する憲法政治を実行する責任課題を強く訴え続けなければならない。

安倍首相の発言でもすばらしい文言と思われる場合があるが、その実態は反憲法的な内容であることを絶対に許してはならない。

次の安倍首相談話(二〇一五・八・一四、閣議決定)そのものがすばらしいだけに、その政治の実態の不当性・反憲法性を徹底的に論破し、反論しなければならない。私が講演で首相の問題のひとつとして、次の発言の無責任性を声を大にして批判するのは当然である。

「先の大変への深い悔悟の念と共に、わが国は、そう誓いました。自由で民主的な国を創り上げ、法の支配を重んじ、ひたすら不戦の誓いを堅持してまいりました。70年間に及ぶ平和国家としての歩みに、私たちは、静かな誇りを抱きながら、この不動の方針を、これからも貫いてまいります」。

私は右の文言を読むにつけ、自民党の総裁でも

ある安倍首相が、右の一文を閣議決定したとき、いかに無責任な閣僚と共に、私が強く望んでいる本来の日本国憲法の、天皇制を除く、各条文のすばらしい文言との顕著な相違に言うべき言葉を知らない自民党の発足

(一九五五・一一・一五)以来の反憲法的政治の実態、その要因がアメリカに追従しての日米同盟の軍事化路線、沖縄に真正面に向き合うことのない無責任な政治姿勢、アジアの視点に立ち得ない国際政治の外交の実態など、列挙すれば切りがない戦後史！ 私たちは、以上の憲法政治の不十分な状態の背景・要因は一体何なのかを改めて公的に批判し、国家権力に対する不断の警告が必要かつ緊急であることを強調しておきたい。

要因の最大は、首相が明言している「法の支配を重んじ、不戦の誓いを堅持してまいりました」という余りにも真実でない周知の反憲法政治を実行していることは言うまでもない。自民党の発足の日の党の基本方針、すなわち、「現行憲法の自主的改正」という驚くべき主張に基づく反憲法政治の戦後史であることを再度述べて終わりたい(二〇一六・三・一四)。

2015年2月19日例会奨励 ローマ人への手紙 12章 19-21節 「神の愛に生かされているか」

須田 毅牧師 (日本福音キリスト教会連合 西堀キリスト福音教会)

ローマ書 13章では、上に立つ権威は神が立てたものであり、神のしもべであることを教える。それは、上に立つ権威に無条件に従うようにという勧めではない。神が与えた良心も大切に、根底に神の愛に生きることを勧めているのである。神の愛によって、神に従う最優先事項を基底として、権威者に従うことを教えているのである。

その手前の 12章では、主イエスによって救われた者が徳をもって具体的に生きるよう勧める。その中で重要なのは、愛することである。神の愛に生かされるがゆえに他者をも愛する。15節にあるように、他者と共感することも、愛なくしては難しい。戦時下の日本の教会で、一部の教会が弾圧されたとき、

それを知った教会は彼らを自分たちと切り離して見捨てるかのような処置をしたと聞く。福音を聴く信仰者として、この出来事は悲しむべきこととすべきであろう。遠い昔の出来事として生じた、自己保身的に他教派を見捨てるような事件が、現代において全く起こりえないと言えるだろうか？ そこでは「神の愛に生かされているか」と問われるのと、同じ響きがあると思われてならない。